

山梨県公報

第二千五百八十一号

平成二十八年
二月十八日

木 曜 日

目 次

告 示

- 救急病院等の申出の撤回……………八一
 - 救急病院等の認定……………八一
 - 換地計画の決定……………八一
 - 道路の区域変更(二件)……………八二
 - 道路の供用開始……………八二
 - 一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………八二
 - 収納代理金融機関の指定の一部改正……………八三
- ### 公 告
- 指名競争入札について……………八三
 - 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)……………八五
- ### 教 育 委 員 会
- 一般競争入札について……………八六
- ### 監 査 委 員
- 山梨県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令……………八七
- ### 公 安 委 員 会
- 平成二十八年自動車等の運転免許試験等の実施……………八八

告 示

山梨県告示第五十号

次に掲げる病院に係る救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による申出は、撤回された。

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東千百十番地

二 撤回年月日

平成二十七年十二月二十五日

山梨県告示第五十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年二月十八日

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東千百十番地

山梨県知事 後 藤 齋

二 認定期限

平成三十年十二月二十四日

山梨県告示第五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(市川大門地区大木第2工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類
- 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間

平成二十八年二月十九日から同年三月十七日まで

- 三 縦覧場所
市川三郷町役場
- 四 異議申立期間
平成二十八年三月十八日から同年四月一日まで

山梨県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北都留郡小菅村字高淀四一七〇番一地先から 北都留郡小菅村字高淀四一七三番地先まで	二五・三 二七・三	二〇・七 二六・六		二二・〇

山梨県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 休息山梨線
- 三 道路の区域

甲州市勝沼町山字幸神一二七番地先から
山梨市東後屋敷字窪屋敷一〇二一番一三地
先まで

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
	一一・四 一〇五・六	六・二 四三・九		六五六・六

山梨県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年三月十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	割子切石線	南巨摩郡身延町下田原字廣反歩 一三七五番一地先から 南巨摩郡身延町下田原字廣反歩 一四六八番二地先まで	六〇・三	平成二十八年 二月十八日

山梨県告示第五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 認定番号
山梨県指令建住第五千七百八十二号
- 二 認定対象区域
甲斐市下今井字切付二千三百七十六番一、二千三百八十二番一、二千三百八十三番及び二千三百九十番二
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所
山梨県土整備部建築住宅課

山梨県告示第五十七号

収納代理金融機関の指定（平成二十年山梨県告示第四百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋
表を次のように改める。

名称	所在地	取扱事務の範囲	指定年月日	摘 要
株式会社 ゆうちょ 銀行	東京都千代田区霞が関一丁目三番二号	歳入金、戻入金及び雑部金（保証金を除く。）	平成二十年十月一日	取扱店舗は、株式会社ゆうちょ銀行の店舗、日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式会社（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する銀行窓口業務を行うものに限る。）及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務を行うものに限る。）のうち、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に所在する店舗、営業所及び簡易郵便局に限る。

公 告

● 指名競争入札について
次のとおり指名競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十八年二月十八日
山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指名競争入札に付する事項
 - 1 調達をする役務の名称及び数量
 - (一) 名称 人事給与福利厚生システム保守業務
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 契約期間 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 知事が指定する場所
 - 二 事務を担当する所属 山梨県企画県民部情報政策課
 - 三 指名競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十一第一項において準用する同令第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - 2 地方自治法施行令第六十七条の十一第一項において準用する同令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同令第六十七条の十一第一項において準用する同令第六十七条の四第二項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の十一第一項において準用する同令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - 4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 四 指名されるために必要な要件

- 1 山梨県の人事給与福利厚生システムの開発又は保守業務に携わり、当該システムの仕様について熟知している者であること。
- 2 本件業務を迅速かつ確実に履行できる体制が整備されている者であること。
- 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 五 指名競争入札の参加資格の審査
 - 1 申請の時期 この公告の日の翌日から平成二十八年三月一日（火）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
 - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県企画県民部情報政策課情報システム管理担当
 - 4 審査の免除 1から3までにかかわらず、現に有効な指名競争入札の参加資格を有している者は、この五において定める審査を受けることを要しない。
- 六 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から平成二十八年三月二十八日（月）まで（県の休日を除く。）、五の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。
 - 2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から平成二十八年三月八日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五の3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に七の8の(三)の問い合わせ先に電話連絡すること。
 - 3 指名競争入札参加表明書の提出方法 この公告の日の翌日から平成二十八年三月九日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに、五の3に掲げる場所に持参すること。
 - 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十八年三月二十九日（火）午後二時
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム
- 5 郵便による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県企画県民部情報政策課情報システム管理担当宛に平成二十八年三月二十八日（月）午後五時までに到着するように送付すること。
- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る

- 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 指名競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る指名競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
 - (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
 - 8 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 七 その他
 - 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 免除
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 前払金の有無 無
 - 6 契約書作成の要否 要
 - 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
 - 8 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県企画県民部情報政策課情報システム管理担当(電話〇五
五―二二三―一四一七)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required:
Maintenance and control service for Yamanashi Prefectural Personnel Salary and Welfare System 1 unit
- 2 Date and time of the tender:
2:00PM March 29, 2016
- 3 Bureau in charge:
Information System Management Section, Information Policy Division, Planning and Resident Life Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi, Kofu,
Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1417

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十八年二月十八日

- 一 処分をした年月日 平成二十八年一月三日 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号又は名称 株式会社深沢建設
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市中野四百八十五番地
- 3 代表者の氏名 深沢雪枝
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特―二二)第五一〇二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設
工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十二月九日付けで四に掲げる建設業を廃止
した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十八年二月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年一月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号又は名称 深松工務店
- 2 主たる営業所の所在地 中央市成島三千五百十三番地八
- 3 代表者の氏名 深松和敏
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二七)第四〇四二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工
事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年十二月二十一日付けで四に掲げる建設業を
廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十八年二月十八日

- 一 処分をした年月日 平成二十八年一月二十五日 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号又は名称 有限会社金子電気
- 2 主たる営業所の所在地 都留市十日市場九百四十六番地十八
- 3 代表者の氏名 金子きみゑ
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特―二六)第五七一六号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年一月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止
した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律
第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十八年二月十八日

- 一 処分をした年月日 平成二十八年一月二十五日 山梨県知事 後 藤 齋
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号又は名称 株式会社プレジャークォーポレーション

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市高畑一丁目二番五号
- 3 代表者の氏名 浅川桂
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二三)第八一三二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年一月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

教育委員会

● 一般競争入札について
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成二十八年二月十八日

山梨県教育委員会
 教育長 阿部 邦彦

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする役務等の名称及び予定数量
 - (一) 名称 韮崎射撃場汚染土壌運搬及び処理業務
 - (二) 予定数量 三千八十四トン
 - 2 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
 - 3 履行期間 契約の日から平成二十八年八月三十一日まで
 - 4 履行場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県教育庁スポーツ健康課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいづれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいづれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させな

- いこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
 - 2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(役務)のうち、「その他役務」に登録されている者であること。
 - 4 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項の許可を受けた者であること。
 - 5 調達をする役務を仕様書に基づき確実に履行できることを、別に教育委員会教育長が定めるところにより明らかにした者であること。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
 - 1 申請の時期 この公告の日から平成二十八年二月二十九日(月)まで(山梨県の休日を含め、この公告の日から平成二十八年二月二十九日(月)までの間に「県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
 - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課
 - 五 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所等 四の3に掲げる場所
 - 2 入札説明書の交付方法
 - (一) この公告の日から平成二十八年二月二十六日(金)までの日(県の休日を除く。)
 - (二) この公告の日から平成二十八年二月二十六日(金)までの日(県の休日を除く。)
- の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

(二) 郵便による交付を希望する場合は、封筒の表に「入札説明書請求」と朱書し、二百五十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(角形二号)を同封し、郵便番号四〇〇―八五〇四山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県教育庁スポーツ健康課宛に平成二十八年二月二十五日(木)までに到着するように送付すること。この場合においては、郵送した旨を六の7(三)に掲げる問い合わせ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年三月二十九日(火)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館三階三〇一会議室

(三) その他 調達をする役務は、平成二十七年年度に教育委員会が発注する葦崎射撃場内の汚染土壌を除去する工事において排出される土壌の運搬及び処理を行うものである。このため、当該工事の契約が締結されなかった場合は、この一般競争入札は執行しない。この場合においては、平成二十八年三月二十八日(月)午後五時までにこの入札への参加資格を有するとの確認を受けた者に通知する。

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、教育委員会は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県教育庁スポーツ健康課(電話〇五五―二三―一七八〇)

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Transport and disposal of 3,084t of lead-contaminated soil from The Nirasaki Firing

Range

2 Date and time of the tender

2:00PM March 29, 2016

3 Bureau in charge

Sports and Health Division, Yamanashi Prefectural Board of Education

1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8504 Japan

TEL 055-223-1780

監査委員

山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員行政手續等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正

する訓令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

山梨県監査委員 小野 浩
 同 小 泉 久 司
 同 白 壁 賢 一
 同 大 柴 邦 彦

山梨県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十七年山梨県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成二十八年一月一日から適用する。

公安委員会

● 平成二十八年年度自動車等の運転免許試験等の実施

平成二十八年四月から平成二十九年三月までの、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第八十九条第三項の規定による運転技能の検査（以下「技能検査」という。）、法第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験（以下「一部免除試験」という。）、法第百条の二第二項の規定による再試験（以下「再試験」という。）及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の五の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十八年二月十八日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

一 技能検査

検査の種類	検査日	検査場所

大型自動車免許	毎週木曜日（山梨県の休日 を定める条例（平成元年山 梨県条例第六号）第一条第 一項に規定する県の休日（ 以下「休日」という。）を 除く。）	山梨県南アルプス市下高砂 八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転 免許課（山梨県総合交通セ ンター）
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車 を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休 日を除く。）	
普通自動車免許（AT車 に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休 日を除く。）	

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日 を除く。）	山梨県南アルプス市下 高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総 合交通センター）
普通自動車第二種免許（ AT車を除く。）		
普通自動車免許（AT車 を除く。）		
普通自動車仮免許（AT 車に限る。）		
普通自動車第二種免許（ AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日 を除く。）	
普通自動車免許（AT車		

中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）		山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車免許（AT車を除く。）		
普通自動車仮免許（AT車に限る。）		
普通自動車第二種免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車に限る。）		

普通自動車仮免許（AT車を除く。）	毎週月曜日（休日を除く。）	
大型自動車仮免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許	運転免許課（山梨県総合交通センター）においては毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
原動機付自転車免許	運転免許課都留分室においては毎週水曜日（休日及び平成二十九年一月四日を除く。）	山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）

三 一部免除試験
1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験

警察署においては毎月第一火曜日及び第三火曜日。ただし、八月及び三月は毎週火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）とする。
なお、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。

山梨県警察本部交通部
運転免許課都留分室
免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）。ただし、法第八十九条第三項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車第二種免許		
普通自動車第二種免許		
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型自動車免許		
中型自動車免許		
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許		
原動機付自転車免許		
大型自動車仮免許		
中型自動車仮免許		
普通自動車仮免許		

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）		
普通自動車免許（AT車を除く。）		
普通自動車仮免許（AT車に限る。）		
普通自動車第二種免許（AT車に限る。）		
普通自動車免許（AT車に限る。）		
普通自動車仮免許（AT車を除く。）		
大型自動車仮免許		
大型自動車免許		
中型自動車仮免許		
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車第二種免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

牽引第二種免許	大型特殊自動車免許	牽引免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	
試験日					
試験場所					
免許の種類	試験日	試験場所			
大型自動二輪車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）。ただし、法第八十九条第三項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）			
中型自動二輪車免許	同上	同上			
普通自動二輪車第二種免許	同上	同上			
大型特殊自動車第二種免許	同上	同上			
牽引第二種免許	同上	同上			
大型自動二輪車免許	同上	同上			
中型自動二輪車免許	同上	同上			
普通自動二輪車免許	同上	同上			
大型特殊自動車免許	同上	同上			
大型自動二輪車免許	同上	同上			
普通自動二輪車免許	同上	同上			

四 再試験

小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許	大型自動車仮免許	中型自動車仮免許	普通自動車仮免許	
試験日					
試験場所					
免許の種類	試験日	試験場所			
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）			
中型自動車仮免許	同上	同上			
普通自動車仮免許	同上	同上			

五 審査

1 技能による審査

原動機付自転車免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許
試験日		
試験場所		
免許の種類	審査日	審査場所
大型自動二輪車免許	毎週水曜日及び金曜日（休日を除く。）。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動二輪車免許	同上	同上
大型自動二輪車第二種免許	同上	同上
大型自動車免許	同上	同上
大型自動車仮免許	同上	同上

2 書面による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
中型自動車第二種免許		
中型自動車免許		
普通自動車第二種免許（A T車に限る。）		
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		

中型自動車第二種免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許		
中型自動車仮免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
普通自動車第二種免許		
普通自動車免許		
普通自動車仮免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

大型自動二輪車免許
普通自動二輪車免許

六 その他

- 1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時間は、午前八時三十分から同九時までとする。
- 2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。
- 3 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型自動車免許及び中型自動車免許の技能試験については、予約制とする。
- 4 技能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止とする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番